

# 習志野市立実花幼稚園及びつくし幼稚園 移管先法人募集要項

## 【目次】

1. 趣旨	．．．	P1
2. 私立化対象施設の概要	．．．	P1
3. 応募資格	．．．	P1
4. 財産について	．．．	P2
5. 施設整備に関する条件	．．．	P4
6. 設置運営条件等	．．．	P5
7. 給付費等	．．．	P9
8. 応募手続き	．．．	P9
9. 選考方法	．．．	P11
10. スケジュール	．．．	P12
11. その他留意事項	．．．	P12
12. 担当・問合せ	．．．	P13

別紙1 質問書

別紙2 応募書類一覧

様式1～7

資料1 習志野市民間認可保育所設置及び運営に関する基準

資料2 習志野市就学前保育一元カリキュラム

資料3 習志野市立幼稚園私立化ガイドライン

資料4 施設の配置図・平面図

平成27年9月  
習志野市こども部こども政策課

## 1. 趣旨

習志野市では、多様な保育ニーズに対応するために、既存市立幼稚園・保育所を私立化し、公立・私立が互いの役割を分担しながら連携を図り、市全体の保育の向上とサービスの拡大を図ることを目的として、「習志野市こども園整備と既存市立幼稚園・保育所の再編計画 第2期計画」（以下、「再編計画」という）を平成25年12月に策定した。

再編計画においては、平成29年4月より、市立実花幼稚園及びつくし幼稚園を幼保連携型認定こども園（以下、「幼保園」という。）として、保育所機能に要する施設整備等を民間事業者にて行ったうえで、運営を移管する手法により私立化を行うこととしていることから、その設置運営法人（以下、「移管先法人」という）を本要項により募集する。

応募にあたっては、本要項及び習志野市立幼稚園私立化ガイドラインに記載した諸条件のほか、習志野市及び千葉県条例、基準や、国の関係法令、通知等を遵守すること。

## 2. 私立化対象施設の概要

名称	実花幼稚園	つくし幼稚園
所在地	習志野市東習志野 6-7-2	習志野市藤崎 6-6-13
電話	047-477-4141	047-472-1612
定員	140	140
在籍数 (H27.9現在)	39	50
敷地面積 (㎡)	5,894	2,982
延べ床面積 (㎡)	699	876
構造	鉄骨造	鉄筋コンクリート造
階数	平屋	2階建
建設年度	昭和61年8月	昭和58年2月
耐震診断(Is値)	新耐震	新耐震

※敷地面積については、測量後確定

## 3. 応募資格

応募できる事業者は、次の全てに該当する者とする。

- (1) 習志野市内において2年以上の幼稚園または保育所の運営実績のある学校法人または社会福祉法人で、幼保連携型認定こども園として千葉県知事の認可が得られる者であること。但し、学校教育法に基づく設置認可を受けた幼稚園を習志野市内において2年以上実施し、本事業を実施するにあたり、社会福祉法人格の取得が可能なものも含む。

- (2) 新たに幼保園を運営するために必要な資金として、幼保園の年間事業費の1/2分の1以上に相当する資金を保有していること。
- (3) 民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 破産法に規定する破産手続開始の申立てを行っていない、または破産手続開始決定を受けていない者であること。
- (5) 所管行政庁が実施した直近の法人及び施設指導監査において、指摘事項がないこと、若しくは、指摘事項に対し適切な対応がされていること。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる法人でないこと。また、役員が、同法第2条第6号に掲げる暴力団員または習志野市暴力団排除条例第2条第3号に掲げる暴力団員等でないこと。
- (7) 役員が成年被後見人または被保佐人でないこと。
- (8) 役員が、生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法 またはこの法律の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、または執行を受けることがなくなるまでの者でないこと。
- (9) (8)に該当する者を除くほか、役員が禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、または執行を受けることがなくなるまでの者でないこと。

#### 4. 財産について

##### (1) 土地

###### ア 契約形態

借地借家法第23条第1項に規定する事業用定期借地権設定契約とする。契約にあたっては、公正証書により契約書を作成し、その作成等に要する費用は法人の負担とする。

###### イ 貸付契約期間

平成29年4月1日より30年間とする。

###### ウ 貸付料

公租公課（固定資産税、都市計画税）相当額とし、3年ごとの固定資産評価額の見直しに併せ改定を行う。

###### <参考：年額貸付料試算>

以下の試算額は、現時点の試算に基づくものであり、敷地面積は測量後確定するため、変更となる場合がある。

○実花幼稚園：208,914,008円（課税標準額）×1.7% = 3,551,538円

○つくし幼稚園：156,813,254円（課税標準額）×1.7% = 2,665,825円

エ 用途の指定等

当該市所有地は、幼保園用地として使用し、他の目的に使用しない。また、第三者に転貸をしてはならない。

(2) 建物

ア 既存建物は平成 29 年 4 月に有償譲渡とし、資産評価額の 3 分の 1 相当額とする。なお、譲渡金額は、市で鑑定評価の上決定し、すみやかに公表する。

イ 移管を受けた既存建物については、所有権登記後、増改築部分と併せ、直ちに法人の基本財産に編入する。また、施設の移管に際して生ずる費用及び移管後の維持、修繕等に係る費用は、法人の負担とする。

ウ 使用上の制限

建物等を増改築等により変更するときは、事前に市の承認を受けること。

(3) 施設整備

既存施設の建物の他、当該市所有地で幼保園を運営するために必要な施設、設備等は、法人の負担で整備すること。（施設整備については、国の保育所整備に係る「保育所等整備交付金」等がある。）

(4) 備品

備品について、重要備品（購入価格が 50 万円以上の備品）は、法人の希望により減価償却後残存価格の 3 分の 1 相当額で平成 29 年 4 月に有償譲渡とし、その他の備品は無償譲渡とする。

(5) 維持管理・修繕

用地、施設、設備等の維持管理は、法人による善良な注意を持って適切に維持・管理することとし、維持・管理・修繕に係る費用は、法人が負担すること。

(6) 補助避難所の指定

当該施設については、習志野市地域防災計画における補助避難所として指定しているため、地震等の大規模災害が発生した場合で、小中学校等の第一避難所で収容が困難なとき、または被害状況等に応じて必要と認められるときは、地域住民等の避難所として開放すること。

(7) 土地の返還

貸付期間満了のとき、または、貸付契約を解除する等の場合、直ちに法人の負担により施設、設備等の撤去等を行い、当該市有地を現状に回復させ、返還すること。

なお、貸付期間満了時点において、市または法人の申出により引続き当該市所有地で幼保連携型認定こども園を運営することが必要と認められ、両者協議のうえ再度貸付契約を締結する場合はこの限りではない。

## 5. 施設整備に関する条件

### (1) 施設整備方法

施設は、既存施設を活用することとし、保育所機能等を加えるために必要な施設を法人により整備する。施設の整備にあたっては、「千葉県幼保連携型認定こども園設置認可に関する基準」及び「習志野市民間認可保育所設置及び運営に関する基準」（資料1、ただし、本募集要項に特別の定めがある内容を除く。）その他関係法令を遵守し、関係機関の指導に従うこと。

### (2) 施設整備に係る留意点

- ア 改築工事等は、在園児の安全確保を図ったうえで、計画的に実施すること。
- イ 工事期間については、当該用地の一時使用許可を受けた上で、市が定めた使用料を支払うこと。
- ウ 近隣住民及び自治会・町内会等に対して円滑な施設の整備に向けた調整を行うこと。
- エ 地球温暖化防止のための省エネルギー、緑化の推進等について積極的に取り組むこと。
- オ 空調、給湯、厨房等の熱源として、市営ガスを用いるよう努めること。
- カ 施設整備にあたっては、市内業者を活用するよう努めること。

### (3) 定員数

新設する幼保園の定員数は以下を下限とし、上限 200 人程度の範囲で法人の提案によるものとする。

#### ○（仮称）実花幼保園における下限定員

0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	合計
6 人	8 人	12 人	32 人	32 人	32 人	122 人

#### ○（仮称）つくし幼保園における下限定員

0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	合計
3 人	5 人	10 人	30 人	30 人	30 人	108 人

※上限・下限の設定理由

#### 【下限】

「習志野市子ども・子育て支援事業計画」において設定している 0～2 歳児の定員数と 3 歳以上児については、2 歳児の定員数に当該施設の在籍数（20 人）を加えた数を設定

#### 【上限】

小規模保育事業所及び 1 号認定子どもの 3 歳児の需要量を想定し、3 歳児～5 歳児を各 60 人として設定

### (4) 整備及び開設時期

平成 28 年度中に施設整備を完了させるとともに、千葉県の認可を受け、平成 29 年 4 月 1 日に開設すること。

## 6. 設置運営条件等

移管先法人には国の定める最低基準、千葉県の設備及び運営に関する基準や本市の基準等に加え、市立実花幼稚園及びつくし幼稚園の私立化にあたって、習志野市立幼稚園私立化ガイドラインに定めた以下の諸条件を付す。

### (1) 教育・保育

- ア 幼保連携型認定こども園教育・保育要領（文部科学省・厚生労働省告示）に準拠した教育・保育の実施
- イ 「習志野市就学前保育一元カリキュラム」を参考としつつ、独自性のある教育・保育の実施
- ウ 1号認定子ども、2号認定子ども、3号認定子どもの教育・保育の実施
- エ 習志野市が示す定員数以上での施設整備と弾力的な受入れ
- オ 障がい児保育の実施
- カ 開設時間及び保育時間
  - 開設時間・・・午前7時から午後7時の12時間
  - 教育時間・・・午前9時から午後1時の原則4時間  
(4・5歳児については午前9時から午後2時の原則5時間)  
対象：1号認定子ども及び2号認定子ども  
※3歳児は年齢、時期を考慮して、教育時間及び保育時間を調整する。
  - 保育時間・・・午前8時30分から午後4時30分の8時間（保育短時間認定）  
午前7時から午後6時の11時間（保育標準時間認定）  
対象：2号認定子ども及び3号認定子ども  
※2号認定子どもは、教育時間の前後の時間
  - 延長保育・・・8時間または11時間の保育時間を超えた時間の延長保育実施  
対象：2号認定子ども及び3号認定子ども
  - 預かり保育・教育時間終了後から午後5時  
(但し、長期休業中は午前9時から午後5時)  
対象：1号認定子ども
- キ 合同保育の実施
  - 3歳児から5歳児は、教育時間において、1号認定子ども及び2号認定子どもの合同保育を実施する。
- ク 教育時間外保育の配慮
  - 教育時間以外の保育については、個々に寄り添った養護に配慮した保育を実施する。

ケ 学期（学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第29条）

第1学期 4月1日から7月31日まで

第2学期 8月1日から12月31日まで

第3学期 1月1日から3月31日まで

コ 休園日及び休業日

【休園日】

日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までの日を原則とする。

【休業日】

教育を必要とする3歳児から5歳児の休業日については以下を原則とする。

(ア) 学年始め休業日 4月1日から4月4日まで

(イ) 夏季休業日 7月21日から8月31日まで

(ウ) 冬季休業日 12月24日から翌年1月6日まで

(エ) 学年末休業日 3月25日から3月31日まで

(オ) 県民の日を定める条例(昭和59年千葉県条例第3号)に規定する日

サ 教育週数

教育週数は特別の事情のある場合を除き39週を下回ってはならない。

(2) 給食

ア 完全給食の実施

原則開園日の月曜日から土曜日の間すべて実施すること。

提供する給食は、当該幼保園内で調理されたものとし、国の示す「日本人の食事摂取基準」を満たす給食内容とすること。

イ アレルギー対応食の提供

ウ おやつの提供

開園日の保育を必要とする児童におやつを提供すること。（預かり保育対象幼児を含む）おやつは手作りおやつを原則とすること。

（乳児・・・午前、午後各1回、保育を必要とする幼児・・・午後1回）

(3) 保育教諭等の配置基準等

ア 職員数

入所児童数に応じて習志野市立こども園の配置基準（資料3別表）に基づく保育教諭等を確保すること。（室長・副室長はこの限りではなく、副園長または教頭を1名以上配置することでこれを認める。）

また、クラス担任の他に、予備保育士を3名以上配置すること。

## イ 経験者の確保

### (ア) 園長の資格

園長の資格は教員職員免許法による教諭の専修免許状または一種免許状を有し、かつ保育士の登録をうけている者、またはこれと同等の資格を有する者とし、認定こども園、認可幼稚園、認可保育所において常勤職員として、5年以上の保育経験がある、専任の園長を配置すること。

配置する園長は健全な心身を有し、幼児教育及び児童福祉事業に熱意があり、施設を適切に運営できる者であること。

### (イ) 副園長または教頭の資格

幼稚園教諭及び保育士の資格を有する専任の副園長または教頭（以下「副園長等」という。）を配置すること。副園長等は、認定こども園、認可幼稚園、認可保育所等の常勤職員としての経験が3年以上である者とする。

### (ウ) 保育教諭

幼稚園教諭資格及び保育士資格を有する常勤職員としての保育経験が5年以上である者を3分の1以上配置すること。

なお、幼稚園資格または保育士資格のどちらかを有している者で、平成27年度から5年間の間に両資格を有することが可能であれば、職員としてみなすことができる。

## (4) 既存幼稚園の教育等の継承

ア 教育内容、既存施設の教育課程を基本として、法人独自の保育教育課程を編成する。

イ P T Aの組織及び活動等は、既存幼稚園の内容の継承を基本とした上で、保護者と法人双方の話し合いにより、組織及び活動内容を決定する。

## (5) 関係機関及び地域との連携・交流

### ア 関係機関との連携・交流

- ・地域の小学校や幼稚園、保育所、こども園等との連携、交流を図ること。
- ・ひまわり発達相談センター、ヘルスステーション等の子どもの成長発達を支援する関係機関との連携を図ること。

### イ 地域との連携・交流

- ・地域との連携を図ると共に、園庭開放等の地域の子どもや子育て家庭を支援する事業を実施するなど、地域住民との交流を図ること。
- ・地域の民生、児童委員、母子保健推進員等との連携を図ること。

## (6) 苦情処理体制の整備

ア 苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員の設置

(7) 共同保育と教育・保育の引継ぎ

ア 共同保育

本市が指定する3か月の共同保育期間において、指定する職種（園長、副園長等、保育教諭）の職員を、私立化対象施設に配置し、共同での教育・保育を実施する。なお、配置する職員数及び期間は次のとおりとする。

職種	職員数	期間
園長	1名	3か月
副園長等	1名	3か月
保育教諭	移管時における私立化対象施設の5歳児クラス数	3か月

イ 教育・保育の引継ぎ

共同保育終了後の1年間に、市の配置する私立化担当職員から教育・保育の支援及び助言、教育・保育の継承を受ける。なお、市の配置する担当職員と引継ぎの形態は次のとおりとする。

対応職員	引継ぎ内容
・幼稚園教諭職等（専属1名） ・指導主事、栄養士等	市の私立化担当職員から、教育・保育の支援及び助言、教育・保育の継承を受ける。また、市の指導研修担当職員から組織的な支援を受ける。

ウ 勤務の継続

共同保育を行った移管先法人の職員は、原則として私立化後も継続して当該施設に従事すること。

エ 保育状況の公開

共同保育期間及び教育・保育の引継ぎ期間に、保護者に対し保育見学会や法人との懇談会を行う機会を設ける。

(8) 保育の質の向上

ア 第三者評価の受審

私立化後の幼保園運営における課題を把握し、質の向上への支援を目的とした第三者評価機関の福祉サービス第三者評価を受審すること。第三者評価機関の選定及び契約内容については市と協議し、初年度においては、評価機関の訪問調査に市職員を出席させること。

イ 研修会への参加等

本市が実施する研修会等へ積極的に参加すること。また、園長、副園長等、看護師、栄養士等については、積極的な情報の共有及び交換を行うこと。

ウ 職員研修の計画的な実施

本市が実施する研修会等への参加のほか、独自に職員研修を計画的に実施し、教育・保育の質を向上させる取組みを行うこと。

(9) 保護者、市との連携

ア 情報の提供

移管先法人は、円滑な施設の運営に向けた調整を市と行い、当該施設の保護者への情報の提供と周知に努めること。

イ 三者協議会の設置

移管先法人決定後、保護者・移管先法人・市からなる三者協議会を設置し、私立化に伴う諸事項について協議し合意形成を図るとともに、解決すべき事項について協議し合意のもと対処する。また、三者協議会は私立化後も当分の間存続させること。

(10) 災害、事故等への対策

ア 入園児童の安全確保のため必要な設備や体制の整備

イ 侵入者等に備えた、警察等関係機関への通報訓練の実施

ウ 緊急時の対応マニュアルや緊急連絡網の作成

エ 消防法に規定する防火管理者の設置

オ 防火管理者による防火及び避難に係る計画の作成と月1回以上の訓練の実施

カ 地震、水害等を想定した対応マニュアルの作成と、必要な訓練の実施

キ 感染症やそれを予防する衛生管理マニュアルの作成と、衛生的な環境の整備

ク 「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン（厚生労働省）」に基づくアレルギー疾患への対応と、実施体制の整備

(11) その他

ア 費用負担

費用負担は三者協議会の協議事項とし、保護者同意のもとでの負担を原則とし、それ以上の負担を保護者に求めないこと。

## 7. 給付費等

移管後は、幼保園の運営経費として、次に掲げる経費を本市は法人に対して支払う。

- ・ 特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等（平成27年内閣府告示第49号）に規定する給付費
- ・ 習志野市民間認可保育所運営費補助金交付要綱に定める額  
(一部改正の可能性有)

## 8. 応募手続き

- (1) 応募にあたっては、私立化対象施設のいずれか一方のみの申し込み、または、双方の施設の申し込みのいずれも可とする。

(2) 募集要項等の配布

- ア 期間：平成27年9月14日（月）から平成27年12月4日（金）まで  
ただし、土、日曜日及び休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで
- イ 場所：習志野市こども部こども政策課（市役所第四分室2階）  
※募集要項等は、本市ホームページからもダウンロードできる。

(3) 募集要項等説明及び施設見学会

応募する園の説明及び施設見学会に参加すること。なお、説明及び施設見学会に参加していない者からの応募は受け付けない。

【実花幼稚園】

- ・日時  
平成27年10月29日（木） 午後3時00分から
- ・場所  
習志野市立実花幼稚園

【つくし幼稚園】

- ・日時  
平成27年10月27日（火） 午後3時00分から
- ・場所  
習志野市立つくし幼稚園

ア 参加申込方法

説明会への参加を希望する法人は、10月22日（木）までに、希望園、法人名称、参加人数及び担当者連絡先を明記のうえ、ファクシミリまたは電子メールにより申し込むこと。

イ その他

説明会へは、本募集要項を持参すること。

(4) 質問の受付、回答

募集要項等に関する質問は、次により受け付ける。質問は、「質問書（別紙1）」に内容を簡潔にまとめて記載のうえ、ファクシミリまたは電子メールにより提出すること。なお、提出後は、電話にて着信の確認をすること。

ア 受付期間

平成27年10月26日（月）から平成27年10月30日（金）まで

イ 回答方法

平成27年11月6日（金）頃に、本市ホームページに公開する。  
なお、電話等による個別の回答は行わない。

(5) 応募書類の受付

応募者は、「応募書類一覧（別紙2）」に記載した書類を以下のとおり提出すること。

ア 受付期間

平成27年12月1日（火）から平成27年12月4日（金）まで  
ただし、午前8時30分から午後5時15分まで

イ 提出方法

習志野市こども部こども政策課（市役所第四分室2階）へ持参、郵送（書留または簡易書留）または宅配すること。なお、郵送または宅配の場合は、締切日必着とする。

ウ 提出部数

18部（正本1部、副本17部） ※副本はコピー可

エ その他

応募書類は、A4版2穴ファイル等に応募書類一覧の順に編冊し、区分ごとにインデックスを付すこと。実花幼稚園及びつくし幼稚園双方の施設を応募する場合は、それぞれ応募書類を作成すること。また、ファイル等の表紙及び背表紙には、タイトルを「習志野市立〇〇幼稚園移管先法人応募書類」とし、法人名称及び正本副本の別を表示すること。

※表示例

習志野市立実花幼稚園移管先法人応募書類（正本） 社会福祉法人 〇〇会
------------------------------------

## 9. 選考方法

応募者については、次のとおり審査を行い、その審査結果に基づき移管先法人を決定する。なお、応募者がいない場合または審査の結果により全ての応募者が移管先法人として適当でないと判断した場合は、移管先法人の決定を行わない場合がある。

### (1) 審査方法

ア 一次審査（応募資格等審査）

本募集要項に規定する資格条件等について、応募書類等により審査する。審査結果は、応募者に平成27年12月21日（月）頃に郵送により文書で通知する。

イ 二次審査（公開プレゼンテーション、書類・面接審査）

応募者のうち一次審査を通過した者に対し、「習志野市立実花幼稚園及びつくし幼稚園移管先法人選考委員会」（以下、「選考委員会」という）による次の審査を行う。

選考は、次の審査を踏まえ別に定める審査基準から総合的に判断して実施し、選考委員会における選考結果の報告を受け、市長が移管先法人を決定する。

移管先法人の選定結果は、応募者に平成28年2月上旬まで郵送により文書で通知するとともに、市ホームページにおいて公表する。

(ア) 公開プレゼンテーション

選考委員会委員及び私立化対象施設の保護者を対象に、応募者の教育・保育に関する考え方、移管後の幼保園の運営方針等について、プレゼンテーションを実施する。プレゼンテーションは、平成28年1月中旬を予定しており、日時、場所等は別途通知する。応募者の出席については、法人理事長または法人運営に係る理事、園長予定者のほか、担当職員等の計3名以内とし、応募者から委託等されたコンサルタント等の事業者の出席は認めない。

なお、公開プレゼンテーションでは、保護者を対象にアンケートを実施し、当該結果を審査の参考とする。

(イ) 書類・面接審査

公開プレゼンテーション実施後、別途指定する日時、場所において、応募書類の内容等に関する書類審査及び面接審査（ヒアリング）を実施する。面接審査における応募者側の出席者は、公開プレゼンテーションと同様とする。

ウ その他

応募者は選考委員会委員と当該案件の審査の公平性、公正性を害する接触を行ってはならない。不適切な接触の事実が認められた場合には、失格とすることがある。

## 10. スケジュール

日程	スケジュール
平成27年9月14日～12月4日	募集要項等の配布
平成27年10月26日～10月30日	質問の受付
平成27年10月27日・29日	募集要項等説明及び施設見学会
平成27年11月6日頃	質問の回答
平成27年12月1日～12月4日	応募書類の受付
平成27年12月21日頃	一次審査結果通知
平成28年1月中旬	二次審査（公開プレゼンテーション）
平成28年1月下旬	二次審査（書類・面接審査）
平成28年2月上旬	選定結果通知
平成29年1月～3月	共同保育
平成29年4月	移管・開園

## 11. その他留意事項

(1) 費用負担

応募に関し必要な一切の費用は、応募者の負担とする。

(2) 応募書類の変更の禁止

受付期間終了後の応募書類の差替え及び再提出は原則として認めない。

(3) 追加資料の提出等

審査にあたって確認が必要となった場合、追加資料の提出を求める、または聞き取り調査等を実施する場合がある。

(4) 提出書類の取扱い

応募書類及び追加資料等の提出書類は返却しない。また、提案内容等（様式7）については私立化該当施設の保護者に限っては、閲覧できることとする。さらに、習志野市情報公開条例に基づき、習志野市として第三者に公開する場合もある。

(5) 第三者の権利等

応募書類の作成及びプレゼンテーション等にあたって、著作権等第三者の権利に関わるものの使用については、応募者の責任において処理すること。

(6) 失格事項

応募者が次の要件に該当する場合は、失格とし審査の対象から除外する。また、移管先法人決定後に発覚した場合については、決定を取り消すことがある。この場合、既に要した費用等を本市は弁済しない。

ア 提出書類に虚偽または不正があった場合

イ 応募者及び応募者の関係者が、審査・選考等に対する不当な要求を行った場合

ウ その他、不正な行為があった場合

(7) 計画の変更

移管先法人として決定された後の応募計画の変更は、原則として認めないが、サービスの向上につながるものや、施設の実施設計に伴う軽微な変更等やむを得ないもので、審査の評価に影響を与えないもののみ、本市と協議のうえ、認める場合がある。

(8) 関係法令等の遵守

幼保園の整備・運営にあたり、以下の法令及び条例、関係規定の基準を満たすこと。

ア 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律

イ 千葉県幼保連携型認定こども園設置認可に関する審査基準・要綱

ウ 習志野市民間認可保育所設置及び運営に関する基準

エ 習志野市民間認可保育所運営費補助金交付要綱（一部改正の可能性有）

オ 習志野市立幼稚園私立化ガイドライン

## 12. 担当・問合せ

(1) 担当課

習志野市こども部こども政策課 担当：小田、伊藤(幹)

(2) 所在

習志野市鷺沼1丁目2番1号 習志野市役所第四分室2階

(3) 郵送先

〒275-8601 習志野市鷺沼1丁目1番1号 習志野市こども政策課宛

(4) 電話番号

047-451-1151（内線433）

(5) ファクシミリ番号

047-453-5512

(6) 電子メールアドレス

kodomokikaku@city.narashino.lg.jp